#### 温泉施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン

今般、新型コロナウイルス感染症から温泉施設の利用者並びに従事者の健康を守るため、温泉施設における対応ガイドラインを下記のとおりまとめました。ご周知のほど宜しくお願いいたします。

# |1. 利用者への注意喚起(ホームページ・店頭掲示等)|

施設利用時の注意事項並びに、体調が思わしくない時の来館自粛を HP や掲示で呼びかける。

(例)

感染拡散を防ぐため、しばらくの間、以下の症状のある方は施設の利用をご遠慮いた だきますようお願い申しあげます。

- ① 37.5 度以上の熱がある方。
- ② 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさがある方。
- ③ 咳、痰、胸部不快感のある方。
- ④ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方と濃厚接触をされた方。
- ⑤ その他新型コロナウイルス感染可能性の症状がある方。

#### 2. 店舗の営業における対応

- ① 場内衛生確保・感染防止対処
- ●入場口への手指消毒剤配置と消毒の徹底

推奨薬剤 (アルコール製剤・次亜塩素水)あるいは石けんで10分間の手洗い

- ② 更衣室・手洗い場
- ●清掃・除菌の通常以上の徹底。
- ●洗面所の水道、トイレ、出入口のドアノブなど不特定多数が触れる箇所の除菌、巡回清掃の実施及び実施済管理簿の設置。(最低推奨回数:2 時間に1回)

## 3. スタッフの健康管理

- ① スタッフ全員の業務前後の体温チェックを徹底(37.5 度以上は出勤停止、数日間続くようなら医療機関などに相談)
- ② スタッフの家族等、同居者に感染者や感染者への接触があることが判明した場合は、即刻出社停止とし、他のスタッフとの接触について正確な実態把握を実施する。

施設汚染が発生すると専門業者による施設の消毒が求められるので、既存取引先・ 地域の業者から対応の可否を確認しておく。

感染症に関する国の注意喚起が解除されるまでの期間中、スタッフがマスクを着用することの告知。

### 以下の厚生労働省 HP を参照のこと

https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596905.pdf

〇厚生労働省通知(令和2年2月5日)

旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について

https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000594151.pdf

●過去 14 日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域渡への渡航、並びに当該在住者との濃厚接触がある方。以下の外務省 HP を参照のこと。

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/country\_count.html https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/kansen\_risk.html

### 〈参考〉

○首相官邸 新型コロナウイルスへ感染症に備えて

https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html

○厚生労働省 新型コロナウィルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\_00001.html

〇外務省 海外安全ホームページ

https://www.anzen.mofa.go.jp/

以上

令和 2 年 3 月 27 日 一般社団法人日本温泉協会